

11月は東郷町子どもの権利を考える月間 児童虐待防止推進月間

◎問い合わせ 子育て応援課 ☎0561・56・0736

東郷町こどもの権利を考える月間

平成26年に施行した「東郷町子ども条例」では、すべての子どもが健やかに成長できるように「子どもの権利」を保障し、子どもの幸せのため、子どもが一人ひとりの人として育ち、学び、生きていく上での大切な権利を定めています。

子どもは大人と同じ一人の人間であり、未来を担うまちの大切な宝物です。皆さんもこの機会に「子どもの権利」について考えてみましょう。

子どもの4つの権利

- ① 健やかに成長し、安心して生きる権利
- ② 自分らしく育ち、学ぶ権利
- ③ 自分の考えを表現する権利
- ④ 参加する権利

児童虐待防止推進月間

東郷町子ども条例第15条では虐待防止などに関する取り組みを定めています。町では、関係機関と連携して虐待などの予防、あるいは早期発見に努めています。社会全体で子どもを虐待から守りましょう。

4つの児童虐待タイプ

身体的虐待…なぐる、ける、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど。

ネグレクト…食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かないなど。

心理的虐待…言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で暴力をふるうなど。

性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりするなど。

児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」

電話をかけると近くの児童相談所につながります。「もしかして…」と思ったら189番に連絡、相談してください。匿名で電話でき、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



ららぽーと愛知東郷 LivR TOGOで 11月8日(日)に啓発イベント開催

パネル展示などは11月7日(土)～13日(金)



東郷町子どもの権利を考える月間および児童虐待防止推進月間の取り組みのひとつとして、皆さん一人ひとりが理解を深め、関心をもってもらうため、パネル展示や缶バッジづくりなどで啓発します。ぜひお越しください。※オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

子どもに関する相談窓口

相談窓口	相談内容	受け付け時間・電話番号
子どもの権利侵害の相談 (町子育て応援課)	子どもの権利侵害に関する相談	月～金 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始除く) ☎0561・56・0736
子ども SOS ほっとライン24	いじめ問題に悩む子どもや保護者の相談	毎日24時間 ☎0120・0・78310 (052・261・9671)